

平成三十年四月二十四日受領
答弁第二二二八号

内閣衆質一九六第二二八号

平成三十年四月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出海賊版サイトへのアクセス遮断に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出海賊版サイトへのアクセス遮断に関する質問に対する答弁書

一から十まで及び十三について

御指摘の「プロバイダに対する著作権侵害サイトのブロック要請」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、本年四月十三日の知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議で決定した「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」において、「特に悪質な海賊版サイトのブロックに関する考え方」、「著作権侵害サイトブロック対象ドメインについての考え方」、「国民レベルでの海賊版対策の著作権教育の重要性」等について整理し、また、いわゆる「ブロッキング」について「極めて重大な被害を拡大させている特に悪質な海賊版サイト以外の、違法・有害情報一般に関する閲覧防止措置として濫用されることは避けなければならない」と整理することにより、現下の特に悪質な海賊版サイトによる著作権者等の権利の深刻な侵害の更なる拡大を食い止めるため、法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置として、民間事業者による自主的な取組が実施され得るよう、その環境を整備したところである。

十一及び十二について

御指摘の「本件要請」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、いわゆる「ブロッキング」の方法を含め、その実施については、民間事業者において自主的に判断されるものと考えている。